国連制裁委員会による指定日：2008年10月10日（2010年１月25日に改訂）
その他の情報：カタールを拠点にして、テロリストに対する資金及び便宜の提供に携わる者。アル・カーイダ（166. に指定された団体）の指導部に資金を提供し、この指導部のために行動してきた。南アジアにあるアル・カーイダの訓練キャンプへの要員移送にも携わっている。2008年１月、バーレーン高等刑事裁判所において、テロ資金提供、テロ訓練参加、テロ訓練参加のための海外渡航支援及びテロ団体所属の罪で本人不在のまま有罪判決を受けた。2008年３月、カタールにおいて逮捕された。カタールにおいて服役した後、釈放されている。母の名前はHamdah Ahmad Haidoosである。

556. アティラ・セレク（別名：ムアズ）
ATILLA SELEK (a.k.a. : Muaz)
称号：不明
役職：不明
生年月日：1985年２月28日
出生地：Ulm, Germany
国籍：ドイツ
旅券番号：ドイツ旅券7020142921（Ulm, Germanyにて発行、2011年12月３日まで有効）
ＩＤ番号：ドイツＩＤカード（Bundespersonalausweis）702092811（Ulm, Germanyにて発行、2010年４月６日まで有効）
住所：Kauteräckerweg 5, 89077 Ulm, Germany
国連制裁委員会による指定日：2009年６月18日（2010年１月25日に改訂）
その他の情報：2007年11月６日トルコで逮捕され、ドイツに引き渡された。2008年11月20日以降ドイツにおいて投獄されている（2009年５月現在）。イスラミック・ジハード・ユニオン（ＩＪＵ）、別称イスラミック・ジハード・グループ（463. に指定された団体）の一員。

○外務省告示第四百八十七号

先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件（平成十四年四月外務省告示第八十二号）の別表の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月十九日　　外務大臣　前原　誠司

別表の四、五、十七及び十八を次のように改正する。

4. ハーリド・アブド・アル・ラフマン・ハムド・アル・ファワズ（別名：(a)アル・フォワズ、ハーレド(b)アル・フォワズ、ハーレド・A(c)アル・ファッワーズ、ハーリド(d)アル・ファッワーズ、ハーリク(e)アル・ファッワーズ、ハーレド(f)アル・ファッワーズ、ハーレド(g)ハーリド・アブドゥルラフマン・Ｈ・アル・ファワズ）
KHALID ABD AL-RAHMAN HAMD AL-FAWAZ (a.k.a.：(a)Al-Fauwaz, Khaled (b)Al-Fauwaz, Khaled A. (c)Al-Fawwaz, Khalid (d)Al Fawwaz, Khalik (e)Al-Fawwaz, Khaled (f)Al Fawwaz, Khaled (g)Khalid Abdulrahman H. Al Fawaz)
生年月日：1962年８月24日
出生地：クウェート
国籍：サウジアラビア
旅券番号：456682（1990年11月６日発行、1995年９月13日失効）
住所：London, United Kingdom
その他の情報：2009年10月時点で英国において拘留中。

5. モスタファ・カーメル・モスタファ・イブラヒム（別名：(a)ムスタファ・カーメル・ムスタファ(b)アダム・ラムジ・イアマン(c)カーメル・ムスタファ・ムスタファ(d)ムスタファ・カーメル・ムスタファ(e)アブー・ハムザ(f)モスタファ・カーメル・モスタファ(g)アブー・ハムザ・アル・マスリー(h)アル・マスリー、アブー・ハムザ(i)アル・ミスリー、アブー・ハムザ）
MOSTAFA KAMEL MOSTAFA IBRAHIM (a.k.a.：(a)Mustafa Kamel Mustafa (b)Adam Ramsey Eaman (c)Kamel Mustapha Mustapha (d)Mustapha Kamel Mustapha (e)Abu Hamza (f)Mostafa Kamel Mostafa (g)Abu Hamza Al-Masri (h)Al-Masri, Abu Hamza (i)Al-Misri, Abu Hamza)
生年月日：1958年４月15日
出生地：Alexandria, Egypt
国籍：英国
住所：(a) 9 Aldbourne Road, Shepherds Bush, London, W12 OLW, United Kingdom (b)8 Adie Road, Hammersmith, London, W6 OPW, United Kingdom
その他の情報：2009年11月時点で英国において拘留中。

17. ターレク・ベン・ハビーブ・ベン・アットウミ・アル・マアルーフィ（別名：(a)アブ・イスマイル(b)アブ・イスマイル・エル・ジェンドウビ(c)アブ・イスマイル・アル・ジョンドウビ）
TAREK BEN HABIB BEN AL-TOUMI AL-MAAROUFI (a.k.a.：(a)Abu Ismail (b)Abou Ismail el Jendoubi (c)Abou Ismail Al Djoundoubi)
生年月日：1965年11月23日
出生地：Ghardimaou, Tunisia
国籍：(a)チュニジア　(b)ベルギー（1993年11月８日より）
旅券番号：チュニジア旅券Ｅ590976（1987年６月19日発行、1992年６月18日失効）
住所：(a)Gaucheret 193, 1030 Schaerbeek, Brussels, Belgium (b)Rue de l'Agriculture 172, 1030 Schaarbeek, Brussels, Belgium (c)Rue Léon Théodore 107／1, 1090 Jette, Brussels, Belgium
その他の情報：2001年12月18日にベルギーにおいて逮捕され、2003年９月に懲役６年の判決を受けた。同人の刑期は控訴審において７年に延長された（2004年６月９日の判決）。2008年初頭以降釈放されていた。条件つき釈放の条件に従わなかったため2009年６月に再逮捕された。

18. アブデルハリーム・ハーフィズ・アブデルファッターフ・レマドナ（別名：(a)アブデルハリーム・レマドナ(b)ジャロール）
ABDELHALIM HAFED ABDELFATTAH REMADNA (a.k.a.：(a)Abdelhalim Remadna (b)Jalloul)
生年月日：1966年４月２日
出生地：Biskra, Algeria
国籍：アルジェリア
住所：アルジェリア
その他の情報：2004年２月２日にミラノ裁判所において懲役７年６箇月の判決を受けた。2006年８月12日にアルジェリアに強制送還されるまでイタリアにおいて拘留されていた。

○厚生労働省告示第三百八十八号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十一月十九日　　厚生労働大臣　細川　律夫